

県政ネットワーク

県政ネットワーク
 発行人 田中ただみつ
 所在地 〒633-2166 宇陀市大宇陀間51-3
 電話 0745-83-1188 FAX 0745-83-3272
 携帯電話 090-1440-3444
 ホームページ http://www6.ocn.ne.jp/~tadamitu/
 E-mail tadamitu@sweet.ocn.ne.jp

平成28年6月定例会 議案から

今議会では、21件の議決案と20件の報告事項を審議、原案通り可決しました。

条例改正等計41議案等の中から2点をピックアップ

☆奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について【原案可決】

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例を定めるための制度改正を行いました。

☆奈良県いじめ対策連絡協議会条例【原案可決】

いじめ防止対策推進法に基づき、奈良県いじめ対策連絡協議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものです。

先の議会に引き続き一般質問の機会をもらえました。今回は、個人の方からの素朴な疑問や提案を基に質問内容を検討し議場で行政の考えを質問しました。



田中ただみつ議員 六月議会で一般質問

6月15日

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

①ゴミ処理体制について

まず最初に、環境に関して質問させていただきます。

二〇一六環境展が、五月下旬に開催されました。環境についての考え方、テーマ、進捗度、産業界の技術力など見るべきものが多くありました。大きくは地球環境の自然エネルギーからの再生エネルギー循環の話、そして産業廃棄物のごみ処理や家庭内のごみ対策まで、新しいシステムやセンサー、機器類の最新技術が展示されており、圧倒される思いでありました。時代を先取りした講演では、容器リサイクル法改正の準備が進められている。今排出されているリサイクル資源は六〇万トン、そのうち国内でのリサイクルは二〇万トン、ほぼ同量の二〇万トンが外国に輸出されて外国でリサイクルされている。この外国に輸出されるごみは、日本国内でのリサイクルが行われて当然ではないのかと主張されており、その熱心な講演にも大いに関心を抱かされました。

そして、近いうちに改正されるであろう容器リサイクル法は、自治体の関与を促すことにつながるであろうとの観測を述べておられました。

高齢者のごみ出し支援

また、私は、環境展の中で紹介されていた「老人とごみ」についての研究論文に大きな関心があり、国立環境研究所の研究者にその内容を確認すると、高齢化社会の中で、身体の不自由な高齢者のごみ出しについて、家庭からごみの集積場所までの持ち出しの困難な方が増えているというところで、全国を対象として、すでに地域の施策として何らかの支援制度を設けているかどうかのアンケートを行ったそうです。

その中で、「奈良県内においては、二十四の市町村から返信があり、高齢者ごみ出し支援制度を設けているのは一〇市町村であった。」との回答状況を教えて頂きました。実数的には少ない状況であったようです。研究者の方は、回答のなかった自治体の多くは制度がないと推測さ



れることから、奈良県内で制度のある自治体は4割を下回るのではないかと推測されていきました。このテーマは、些細なことのようにも思えますが、日々のことであり、一人ひとりの高齢者には大きなことだと思えますので、県内自治体での認識を深めて頂きたいとの思いを抱きました。

さて、環境に関してはこのように多様な課題がある中で、今回はごみ処理広域化についてお伺いいたします。

ごみ処理広域化の進捗状況は

そのような中で、とりわけ市町村の自治事務であり、財政負担も大きい「ごみ処理」について、県では、「奈良モデル」として、複数の市町村によるごみの共同処理、「ごみ処理広域化」を促進しています。この「ごみ処理広域化」は、市町村行政の効率化、将来のごみ処理の安定・継続化の観点から、非常に有効な手段であると考えるところであります。

県内の状況を見ますと、御所市、田原本町、五條市の三市町からなる「やまと広域環境衛生事務組合」による、新施設が来年度から稼働すると聞いています。また、本年四月には、天理市、大和高田市など一〇市町村による「山辺・県北西部広域環境衛生組合」が、また、大淀町、吉野町など七町村による「さくら広域環境衛生組合」が設立され、新施設建設に向け事業着手されたと聞き及んでいます。

一方、私の地元である宇陀市・宇陀郡地域には、宇陀市内に二つの焼却炉が現存しています。一つは、宇陀市が運営する宇陀クリーンセンターで、旧大宇陀町内にあり、もう一つは、宇陀市、曾爾村、御杖村の三市村からなる「東宇陀環境衛生組合」が運営する東宇陀クリーンセンターで、旧室生村内に設置されています。これは、市町村合併によるものでありますが、人口規模の小さな宇陀市に二つの焼却炉が存在している状況であります。また、両施設とも規模が小さいうえに、老朽化が進んでおり、近い将来、施設の統合など、ごみ処理体制の見直しが必要であると考えます。

そこで、景観・環境局長にお伺いします。「奈良モデル」により、「ごみ処理広域化」を進める県として、宇陀市・

宇陀郡地域に対する、これまでの取組みと今後の見通しについてお聞かせ願いたいと存じます。

②アニマルパークについて

次に、アニマルパークにおける「いのちの教育」の充実と地域振興への貢献についてお伺いいたします。

アニマルパークは、動物愛護施設の一面として、人間と動物が触れ合うことにより、動物への虐待、捨て犬や捨て猫をなくし、愛玩動物を最期まで看取る共生を学ぶ施設としての大きな役割を持って開園しました。

開園当初は、七万人程度の来園者数でありましたが、最近では二十四万人ほどの来園者を迎える施設に発展しています。

さて、情操教育に関して、「愛着障害」という言葉が最近テレビジョンの中で話されていきました。人や物に愛着を感じられない、身の回りの人や物事に感情を抱くことの障害を持った人のことのように思えます。原因はいろいろあるようですが、人や物事に感情を抱けるようになるために、動物とのふれあいが大きな効果をもたらすような話題であったと記憶しています。

動物とのふれあいを子どもたちに体験して、情操教育に大いに役立てて頂きたいと思っております。

そこで、動物とのふれあいを通して家族で命の教育を肌で感じ取ることができるよう、子ども達の健全育成を目指す、うだ・アニマルパークをより充実するためには、校外学習や遠足などで訪れた児童が、再び家族で来園するための取組が有効だと考えますが、どのように受け止められますか。

また、アニマルパークの施設としてのもう一つの役割は、地域活性化に貢献する施設としての活動です。県庁職員の方々も、真剣に取り組んだ結果、開園から今日の来園数に到達することができました。

地域活性化に貢献を

動物愛護施設設置を決定する際の、もうひとつの公約は、地域活性化貢献でした。この公約である地域活性化に貢献する方策は、地元食材の販売等の売店の設置、町並みに合わせ場内での夜のライトアップ等、場内での努力をして頂いています。しかしながら、伝統的なまちなみを



散策する人数は、アニマルパーク来園者の一割に満たないのではないだろうか。何か方策があるようにも思えません。そこで、うだ・アニマルパークが、県東部地域振興の拠点施設として周辺地域の活性化を図るためには、うだ・アニマルパークの来園者を周辺の観光地に誘導する取り組みが必要と考えますがいかがでしょうか。

③訪問看護ステーションについて

次に、訪問看護ステーションの充実についてお伺いいたします。

県におかれましては、健康長寿日本一を目指して健康づくり対策や高齢者の生きがいづくり対策を推進されるとともに、介護サービス充実に向けた介護人材の確保、介護サービス施設の整備などの対策、あるいは地域包括ケアシステムの構築に向け、全体構想の策定をはじめ、在宅医療と介護連携を進めるモデル事業の推進など様々な取組を積極的に推進されています。

この地域包括ケアシステムの構築の取組を取り入れた、宇陀市は、在宅医療と介護の連携の県モデル事業と位置づけ、市立病院と在宅医、介護職など多様な職種による連携の仕組みづくりに取り組みでいただいております。



地域で安心して暮らすための訪問看護の充実と今後の取組みは

がたく高く評価をいたしております。

また、このような取組に加えて、今年三月には、東和医療圏において、医療と介護の連携を進める具体的な仕組みとして、病院とケアマネジャーが顔の見える関係を構築し、退院後、在宅で適切なケアを受けられるルール、いわゆる「退院調整ルール」づくりに取り組みいただきました。

こうした県の様々な取組は、高齢者が、要介護状態になっても、医療や介護など必要なサービスを在宅で受けながら、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活を継続できる仕組みづくりが大変意義あることと確信しております。

今後も、こうした取組を推進するとともに、取組のさらなる充実をお願いしたいと思います。

例えば、地域でひとり暮らしの高齢者が、脳梗塞等を発症し、退院して自宅復帰した場合でも、在宅で医療・介護サービスを受けることができ、たとえ後遺症があった場合でも、住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができる仕組みの構築のためには、医療と介護、生活支援等を総合的に推進する必要がありますと考えています。

また、その実行にあたっては、専門の看護師等が要介護の高齢者の家庭を訪問し、在宅での療養生活が送れるように支援する訪問看護ステーションの役割は大変重要であり、その充実策が極めて重要と考えています。

しかしながら、訪問看護ステーションのおかれている現状は、厳しいものがあると聞いています。先日、訪問看護ステーションの関係者にお話を伺ったところ、県内の多くの訪問看護ステーションは、運営面等で大変ご苦労されていること、とりわけ宇陀市などの中山間地域においては、事業所数も十分とは言えない中、人材の確保をはじめ運営上のご苦労はひしひしと感ずるところです。

そこで、健康福祉部長にお伺いします。高齢者が要介護者の状態になっても安心して住み慣れた地域で生活を継続するためには訪問看護ステーションの役割は大変重要と考えていますが、県は、訪問看護ステーションの充実のためにどのように取り組もうとしているのか、お尋ねいたします。

④障がい者スポーツの振興について

次に、障害者スポーツの振興についてお伺いします。

先日、障害のある知人から、障害者スポーツに関する相談を受けました。その内容は、近畿の各府県でそれぞれ車椅子フットボールチームを立ち上げよう。奈良県もやりたいと考えているが、車椅子フットボールに必要な競技用の車椅子は非常に高額で、個人で準備するのは大変であるため、車椅子フットボールのチームを結成したいがなかなか話が進まないというものでした。

競技用の車椅子を貸与して!



すでに他の県ではチームを結成したところもあるようです。さて、平成二十五年年度文部科学省の委託事業である「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動推進事業」の報

告によりまずと、障害のある人がスポーツ・レクリエーションを行う主な目的は、「健康の維持・増進のため」、「気分転換・ストレス解消のため」、「楽しみのため」ということが約七割を占めています。また、障害のある人がスポーツ・レクリエーションを行う際の障壁については、「金銭的な余裕がない」、「体力がない」という回答をした人が、それぞれ四分の一を占めていることも報告されています。

これからもわかるように、障害のある人もない人も、スポーツ・レクリエーションをする動機などには、変わりありません。さらに加えるなら、障害のある人にとつてのスポーツは、社会参加、障害のない人との交流を深めるなど重要な意義をもつものと考えられます。

平成二十五年三月に策定された「奈良県スポーツ推進計画」では、「だれもが、いつでも、どこでも、運動・スポーツに親しめる環境づくり」を基本目標とされ、また、昨年三月に策定された「奈良県障害者計画」においても、「障害の種別や程度にかかわらず、運動・スポーツに取り組みめるよう、必要な配慮・支援を行うなど、障害のある人が運動・スポーツに親しみ、楽しむ機会の充実を図る。」とされており、障害者のスポーツについても、様々な取組をされていると思えます。

そこで、健康福祉部長にお伺いします。来る二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、スポーツに関する気運が盛り上がりつつあります。また、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック開催が間近に控え、特に最近では、パラリンピック種目やその選手にスポットを当てたテレビ番組や新聞記事をよく見かけるようになってきています。

このような中、東京オリンピック・パラリンピックを機に、奈良県は、障害者スポーツの振興にどのように取り組もうとしているのか、お尋ねいたします。

⑤教育環境向上のためのICT活用について

次に、教育に関してですが、環境展と同じ場所で行われた教育EXPOに行ってきました。教育の世界も教育管理の在り方や手段等、大きな変化があることを認識することができました。特に情報機器と教育の関係は日進月歩のようです。

先進的な学校では、パソコンを生徒一人一台の充足を果たしているところがあるようです。奈良県では小規模校においてモデル的な貸与が行われていますが、全県的なものではありません。また、学校の先生についても昨年、統計を教育委員会が発表されましたが、パソコンを利活用する先生の割合が全国比較



今春整備された室生小学校のパソコン教室

機器の充実と今後の運用方法は

で低位にあることを自ら認められました。ぜひ、機器設置について市町村立学校を含めその充実に向けての対策を講じて頂きたい。また、先生のコンピュータを駆使しての教育についての認識を深めるだけではなく実施をして頂きたいと願っています。

文部科学省は、数年後のうちに電子教科書の導入を宣言したところであり、紙の教科書と併用するとしていますが、県内の教育機関での対応策についても準備を進めていただく事が大切と思われまます。

モバイル・パソコンが教科書

情報機器を通しての教育が進めば、教科書の採択のあり方も変わっていくことになると思われますし、小規模、へき地教育のあり方も全国的な展開として、新しい手法が生み出されていくことになるようにも思えます。

すなわち、遠隔地教育が機器を通して行われれば、学校に配置されている先生は、発信元の先生と一体となって、子ども一人ひとりの学習理解度や考え方の個人指導が行えるようになっていけるかもしれない。教育水準を一定に保ちつつも、より内容を深めた少人数指導が行えるようになれば、小規模校の魅力が倍増することになるとの希望が湧いてきます。

また、教育の分析について、教育界は全国一斉共通試験を行うことについていろいろ議論がなされていますが、情報機器を使うことによって、もっと日常的に、具体的な指標や結果比較の分析が行えるようになると思えます。

学校の教え方が変わる

情報機器の利活用によって、教室での指導の仕方についても、より具体的な実践手法が先生方に伝授されることも可能になってくると思われ、情報機器に対する取組を県立、市町村立の垣根を越えて積極的に進められることを求めます。

また会場では、すでに情報機器利用を実践している実績について報告されましたが、子どもに事件事故が多い中、学校が子どもの出入りや、外部者の出入りの監視を徹底的に行ったり、授業以外の部分においてもコンピュータ技術を使っている姿が紹介されました。

そこで質問ですが、教育環境の向上のためICTの活用は避けられず、さらに、重要性が高まると思えます。特に校務の効率化や遠隔教育の推進に向けICT活用は有効であり、教育長が指導力を発揮し推進すべきと考えますが、現状と今後の方向性についてもお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

編集後記

今号は、質問を中心に書かせて頂きました。県議会での関係の記事や、研修会等のご報告、議会委員の改選等については、次号を八月中に発行し、掲載させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。 暑さ厳しく、ご自愛をお祈り申し上げます。 ただみつ